

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険料の賦課に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は国民健康保険料の賦課に係る事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

- ・国民健康保険料の賦課に関する事務ではシステムの保守について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱に関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及び静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料の賦課に係る事務
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険料の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う事務であり、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ① 申請書に関する確認 ② 転入者の前住所地の所得情報、未申告者の簡易申告による所得情報の入力 ③ 所得・資産の申告書に関する確認 ④ 賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ⑤ 国保連への特別徴収者情報の提供及びデータ受入(毎月)
③システムの名称	国民健康保険賦課システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険料賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 項番44
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 情報提供なし ＜情報照会の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48, 69
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市総務部税務課市民税係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には、複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスは、担当部署の所属職員に限られており、不必要な権限を付与しないことで目的外使用対策を行っている。また、IDカード及び静脈認証によってシステムへのログインを限定しており、適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 宇谷 尚浩	課長 小谷 勝政	事後	人事異動
平成29年9月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項	IDカード及びパスワードにより操作者を限定	IDカード及び静脈認証により操作者を限定	事後	セキュリティ強化のため
令和1年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 小谷 勝政	税務課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年5月9日	IV リスク対策	(なし)	IV リスク対策項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険賦課システム	国民健康保険賦課システム、中間サーバー	事後	使用可能システムの追加
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年5月21日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和3年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	【情報提供の根拠】番号法第19条7号、 【情報照会の根拠】番号法第19条7号、	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号、 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号、	事後	法令改正のため
令和3年7月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第一の16、30の項 ・別表第一省令第16条及び第24条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番44	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】番号法第19条8号、別表第二の1、46の項並びに別表第二省令第1条 【情報照会の根拠】番号法第19条8号、別表第二の27、42、45の項並びに別表第二省令第20条、第25条	<情報提供の根拠> 情報提供なし <情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48, 69	事後	
令和7年12月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	